

議案第58号

大口町まちづくり基本条例の一部改正について

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年9月4日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域自治組織が設立されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条見出し中「設定」を「定義」に改め、同条第1項中「地域住民」を「住民」に改め、「最も」を削り、「「共助の精神」を共有できる組織です」を「「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織です」に改め、同条第2項中「、既にある行政区のほか」を削り、「地域住民」を「住民」に、「地域的なまとまりの中で新たに設定することができます」を「概ね小学校区を単位とした区域とします」に改める。

第10条第1項中「、住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町まちづくり基本条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域自治組織の定義)</p> <p>第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした<u>住民</u>にとって身近な公共的組織であり、「<u>自立と共助の精神</u>」を持って<u>地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織</u>です。</p> <p>2 地域自治組織の区域は、<u>住民</u>が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、<u>概ね小学校区を単位とした区域</u>とします。</p> <p>(地域自治組織の役割)</p> <p>第10条 地域自治組織は、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。</p> <p>2 略</p>	<p>(地域自治組織の設定)</p> <p>第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした<u>地域住民</u>にとって最も身近な公共的組織であり、「<u>共助の精神</u>」を共有できる組織です。</p> <p>2 地域自治組織の区域は、<u>既にある行政区のほか、地域住民</u>が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、<u>地域的なまとまりの中で新たに設定することができます</u>。</p> <p>(地域自治組織の役割)</p> <p>第10条 地域自治組織は、<u>住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに</u>、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。</p> <p>2 略</p>

改正要旨

1 改正の目的

大口町まちづくり基本条例第4章に定める地域自治組織が設立されることに伴い、地域自治組織をより具体的に規定する必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

第9条関係（地域自治組織の定義）

地域自治組織の役割を明確にし、その区域を定めます。

3 施行期日

公布の日から施行します。